

内見後の直接交渉契約成立時の報酬請求について

レストランの運営事業者であるAは、宅地建物取引業者であるBの店頭でC所有の甲建物についての広告（なお、賃料は月額250万円と表示されていた）を見て、Bに甲建物の内見を依頼しました。そこで、BはCに連絡して、平成20年7月1日、C立ち会いの下でAに甲建物を見させ、その際AにCを紹介しました（なお、BとAは、甲建物の賃貸借契約の仲介契約に係る書面は交わしていないませんでした）。その後、Aは、Bを通さずに、直接Cに連絡して、甲建物の賃貸借契約締結に向けて交渉を開始しました。交渉は難航した

ものの、7回の交渉を経て、Aと

Cは甲建物の賃料月額200万円で合意に達し、同年7月15日、AとCは甲建物についての賃貸借契約を締結しました（以下「本件賃貸借契約」といいます）。

なお、本件賃貸借契約が締結される直前である同月13日、AとCが直接交渉していることに気づいたBがAに対し、「直接交渉を停止して当社を通じてCと交渉すること」を要請しました（仮に、直接交渉を継続して甲建物についての賃貸借契約を締結した場合にも検討することとし、BのCに対する請求については論じないことを誓約する警告書を発送し、同警告書はAに同月14日に配達されま

した。

この場合、BはAに対し、○本件賃貸借契約締結に関する報酬を請求することが出来るでしょうか、また、○（仮に報酬を請求「できない」との場合）Cが直接交渉していることに気付いたBがAに対し、「直接交渉を停止して当社を通じてCと交渉すること」を要請したことができるでしょうか。○（仮に損害の賠償を請求することができる）○（仮に損害の賠償を請求する）などが「できる」との場合）いくら請求することができるでしょうか。

損害の賠償を請求することができない本設問の場合、BはAに対し、原則としては、報酬を請求することができません。

しかしながら、
(なお、本設問においては、BのAに対する請求についてのみ検討することとし、BのCに対する請求については論じないことを誓約する警告書を発送し、同警告書は存在していました。

BのAに対する報酬請求の可否

- ①仲介業者と委託者との間に仲介契約が成立していた。
- ②仲介業者による仲介行為が存在していた。
- ③委託者が仲介業者を排除したとの事情がある。